

インターネットマンションサービス約款

第1条（約款の適用）

株式会社 MCALink（以下「マクアリンク」といいます）は、このサービス約款（以下「この約款」といいます）によりインターネット設備を導入している集合住宅に、次のサービスを提供いたします。

- （1）第1種電気通信事業者の提供するインターネット専用回線を当社にて加入者分提供するサービス
- （2）上記事業に付帯するサービス
- （3）その他のサービス（メールサービス等）

第2条（契約の単位）

この約款により提供するサービス加入契約（以下「加入契約」といいます）は、世帯毎または事業所毎に行うものとします。但し、同一家族内で且つ同一の生計を営む2以上の世帯は1世帯とみなします。又1つの世帯が複数の家屋に居住する場合は事情により2以上の世帯とみなします。

第3条（契約の成立）

1. 加入契約は、加入者が予めこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記入捺印の上マクアリンクに申込、マクアリンクが承諾した時をもって成立するものとします。
2. 加入者承認後に、加入者引き込み線を設置し保守することが技術上、若しくは経営上困難と判断される場合は、マクアリンクは加入者に事情を説明して加入契約を解除することが出来るものとします。

第4条（加入申込の撤回等）

1. 加入申込者は、加入申込の日を含めて8日間、書面により申込の撤回又は加入契約の解除を行う事が出来るものとします。
2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、当該書面を発送した時点でその効力を生じます。
3. 引き込み工事、宅内工事などが着工されている場合、加入申込者は加入撤回に関わらず、その工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第5条（利用料金）

1. 加入者は、サービス開始日から、利用するサービスに応じて別途定める料金に従い利用料金を支払うものとします。
2. マクアリンクが、全てのサービスを月のうち連続して10日以上に渡り提供しなかった場合、前項の設定に関わらず、当該加入者が払うべき当該月分の利用料金は無料とします。但し、天災地変その他マクアリンクの責に帰することが出来ない事由によるサービスの停止の場合はこの限りではありません。
3. 社会情勢の変化、サービス内容の拡充などにより、マクアリンクが利用料金の改定をするときは、1か月前までに加入者に文章により通知するものとします。この場合、加入者は改定日の属する月の翌月

より改定後の利用料金を支払うものとします。

第6条（支払方法）

1. 加入者の支払いは、マクアリンクが別途指定する支払期日までに、別途指定する方法により支払うものとします。
2. 毎月発生するサービス利用料金（オプションの利用料金その他の利用料金を含みます）について、加入者は当月分を翌月の27日（金融機関休業の場合は翌営業日）までに支払うものとします。

第7条（支払遅延によるサービス停止）

マクアリンクは、加入者からの料金等が2ヶ月以上支払いが滞った場合、サービスの提供を中止できるものとします。

第8条（設備の所有及び費用の負担）

1. マクアリンクがサービス提供の為に設置している設備のうち、集合住宅保安器出力端子までの設備は第1種電気通信事業者がこれを所有し、保安器出力端子よりお客様宅内端子までは該当物件管理組合若しくは、集合住宅所有者がこれを所有いたします。
2. 設備設置に要する費用は、加入者若しくは物件所有者が負担するものとします。
3. 加入者は、引き込み線の配置に際し特別な設備を必要とする場合は、これに要する費用を負担するものとします。

第9条（インターネット専用回線の変更）

1. 設備で使用するインターネット専用回線の変更ならびに追加において、加入者はマクアリンクが指定する専用回線を利用するものとします。
2. パーソナルコンピューター等の加入者宅内設備の設定変更を要する場合は、加入者が自己責任において設定作業を行うものとします。ただしマクアリンクの都合によりインターネット専用回線の変更等がなされた場合はこの限りではありません。

第10条（設備の設置・保守）

1. マクアリンク又はマクアリンクが指定する業者を除き、マクアリンクのサービス提供に必要とする設備の設置工事、調整ならびに保守を行うことは出来ないものとします。尚、マクアリンクのサービス提供に必要とする設備の設置工事、調整並びに保守は、マクアリンクの指定する工法にて行うものとします。
2. マクアリンクは、加入引き込み線の設置の為、加入者が所有若しくは占有する敷地、構築物等は無償で使用できるものとします。
3. 加入者は、マクアリンク又はマクアリンクの指定する業者が設備の設置、調整、検査、修理等を行う為に設備に関わる敷地、家屋、構築物等の立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。

4. 加入者は、マクアリンク設備又は加入者設備を移動、取り外し、変更する必要がある場合は、マクアリンクに申し出るものとします。加入者はマクアリンクがサービス提供に必要とする如何なる設備に対してもマクアリンクの書面による承諾無しに、これを改変してはならないものとします。

第11条（設備の改修、故障などに伴う責任負担）

1. マクアリンクの保守責任範囲は、サービス提供設備（保安器の出力端子から加入者宅内端子まで）とし、加入者設備の範囲で機器の修復等の費用が発生した場合は、マクアリンクの責に帰すべき事由による場合を除き、その費用は加入者負担となります。
2. マクアリンクは、サービスに異常が発生した旨、加入者から連絡があった場合は、これを調査し必要な処置を講じます。但し、加入者個々の設備に起因する場合はこの限りではありません。
3. サービスの利用に異常が生じた原因が加入者の責に起因する場合は、加入者が修復に要する費用を全額負担するものとします。
4. 加入者は故意若しくは過失によってマクアリンク設備に破損、滅失等を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。
5. 前3項ならびに前4項にあげる故意、破損、滅失等によりマクアリンクが被害を被った場合においては、マクアリンクは当該加入者に対し、損害賠償を求めることが出来るものとします。
6. マクアリンクの責に帰する事の出来ない事由による損害について、マクアリンクはその責を負わないものとします。

第12条（名義変更）

次の場合は、マクアリンクの同意を得たうえで加入者の名義を変更することが出来るものとします。この場合、新規加入者は所定の申込用紙により申し出るものとします。

- （1）法人合併の場合
- （2）相続による場合
- （3）新規加入者が旧加入者の同意を得た場合

第13条（加入申込書記載事項変更）

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文章によってマクアリンクに申し出るものとします。

第14条（サービス利用の一時停止、再開）

1. 加入者は、サービス利用の一時休止ができるものとします。この場合、加入者はマクアリンクに文章で申し出るものとします。但し、休止期間は最長1年間とします。
2. 休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の基本利用料金は、第5条の規定に関わらず無料とします。加入者は利用休止及び再開の月の基本利用料金は1か月分を支払うものとし、基本利用料金の日割り清算は行いません。

第15条（加入者の禁止事項等）

1. 加入者は、マクアリンクに無断で設備の改変や増設工事をしてはならないものとします。
2. 加入者が、無断で改変、増設した設備については、マクアリンクが改めて適切な施工工事を行い、その費用は加入者が負担するものとします。
3. 加入者が無断で改変、増設したことによって他の加入者に対し不利益が生じた場合、改変、増設した加入者が賠償責任を負うものとします。
4. マクアリンクが提供する内容をマクアリンクの文章による許可無く複製その他の方法で第3者に供給することを禁じます。
5. 加入者がマクアリンクの承諾を得て営業目的の為にマクアリンクのサービスの提供を受ける場合、マクアリンクは、マクアリンクが保有する著作権及び著作隣接権に関する対価を請求することが出来るものとします。
6. マクアリンクは、すべての加入者に対して本サービスを適切に運営するため、それを阻害する一部の利用者のコンピューターやルーター等の使用あるいは共同利用する第3者が提供するサービスやルーターの使用法に一部規制をかけることが出来るものとします。

第16条（加入者の義務違反による停止及び解除）

1. マクアリンクは、利用料金の支払い遅延等加入者に加入契約に違反する行為があったと認められる場合は、当該加入者に加入申込書記載の電話番号に電話にて催告、若しくは加入申込書記載の住所宛て、又は加入者が自らマクアリンクに申請した加入者のメールアドレスに催告後、直ちにサービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除することが出来るものとします。
2. 加入者が第15条第1項の規定に違反し不正にサービスを利用した場合、マクアリンクは当該加入者がサービス開始日からサービスの全てを不正利用していたものとみなし、当該加入者に対し不正に利用したサービスの利用料金相当額を請求することができるものとします。

第17条（加入契約の解約）

加入者は加入契約を解除しようとする場合、マクアリンクに対してその旨を書面により解約予定日の1か月前までに申し出るものとし、利用料金は解約日の属する月の末日分までの利用料を支払うものとします。

第18条（撤去等）

1. マクアリンクは、加入契約が事由の如何を問わず終了した場合は、マクアリンク又はマクアリンクが指定した業者により加入者設備及び貸与した機器を撤去いたします。
2. マクアリンクは、加入者設備の撤去に伴う現状回復義務を負わないものとします。加入者の所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等に復旧を要した場合は、その復旧は加入者の責任と負担で行うものとします。

第19条（サービスの変更）

マクアリンクは、止むを得ない事情によりサービス内容を変更する場合、加入者は、当該変更を事由として損害賠償請求をしないものとします。

第20条（不正使用）

マクアリンクはマクアリンクとの間に加入契約を成立させることなくマクアリンクの設備を不正に使用しているものに対して次の損害賠償を請求するものとします。

- （1）設備に損害を生じさせている場合、その復旧に要する全費用
- （2）権利損害金は、マクアリンクが不正利用者の入居する集合住宅に設備を設置してサービスを開始した日より不正の所在を確認した時に至るまでの利用料金及び加入金などのマクアリンクが得るべきであった全ての金額。

第21条（約款の改定）

マクアリンクは、状況などの変化に応じて当約款を改定することがあります。この場合、マクアリンクから加入者に対し加入申込書記載の住所宛て、又は加入者が自らマクアリンクに申請した加入者のメールアドレスに変更内容を通知したとき、変更の効力が発生するものとします。

第22条（定め無き事項）

この約款に定め無き事項あるいは疑義が生じた場合は、マクアリンク及び加入者は、誠意を以って協議の上解決に当たるものとします。

第23条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、マクアリンクの本店所在地を管轄する横浜地方裁判所を以って第一審の専属的合意管轄裁判所とします。